

かすみがうら市議会総務経済委員会会議録

令和8年2月9日 午後1時23分 開 会

出 席 委 員

委員長	鈴木 貞 行
副委員長	鈴木 更 司
委員	矢口 龍 人
委員	岡崎 勉
委員	設楽 健 夫
委員	石澤 正 広
委員	塚本 直 樹

欠 席 委 員

委員	小座野 定 信
----	---------

出 席 説 明 者

総務企画部長	横 田 茂
都市建設部長	稲 生 政 次
消防本部次長	立 花 秀 男
総務課長	谷 中 博 文
総務企画部企画監	樽 見 大 輔
都市整備課長	石 毛 一 朗
上下水道課長	瀧 崎 卓 也
消防総務課長	豊 崎 伴 之
消防総務課企画監	磯 山 健 史

出 席 書 記 名

議会総務課課長補佐	鴻 巣 智 子
-----------	---------

## 議 事 日 程

令和8年2月9日（月曜日）午後1時23分開議

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担について
  - (2) かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更について
  - (3) 向原土地区画整理組合の清算終了について
  - (4) 水道事業の経営の一体化に関する基本協定締結について
  - (5) 下水道事業経営戦略の一部改定について
  - (6) かすみがうら市消防庁舎等の移転整備について
  - (7) その他
3. 閉 会

---

開 会 午後1時23分

○鈴木貞行委員長

皆さん、こんにちは。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

定刻前ではございますが、総務経済委員会を開きたいと思っております。

ただいまの出席委員は7名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務経済委員会を開きます。

次に、書記を指名します。議会事務局議会総務課、鴻巣補佐を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1)市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○総務企画部長（横田 茂君）

本題に入る前にちょっとお時間をいただきまして、昨日行われました選挙の関係で議員の皆様にも報告をさせていただきましてとおりの、事故が2件ほど生じました。1件目は、2月7日、期日前投票所、市民窓口センターになりますけれども、比例代表と国民審査2名分の未交付が疑われる事案が発生しました。もう一つは、当日ですけれども、安飾のコミュニティセンターにおきまして、選挙人が7時に来て待っていたということで、投票箱を設置したところ鍵がかからないことがその時点で判明したというようなことで、急いで差し替えたために投票が44分遅れたということで、これも総務省への報告事案ということになってしまいました。今後もう一度そのあたり踏まえまして、注意喚起、事務上のですね、それを徹底したいというふうに考えております。すみません。

それでは、本題のほうでございまして、公費負担につきましては、谷中課長のほうから説明させていただきます。

○総務課長（谷中博文君）

それでは、私のほうから市議会議員と市長選挙における選挙活動の公費負担についてご説明させていただきます。

資料を基に説明させていただきますので、ご覧ください。

今回の内容につきましては、公職選挙法の施行令の一部改正によりまして、国会議員の選挙における公費負担の限度額が改正されたことに伴いまして、市の選挙につきましても併せて見直すものとなります。

今回見直す内容につきましては、令和8年度に執行予定であります市議会議員選挙と市長選挙からの適用となります。

変更内容につきましては2点ございまして、ビラの作成費の単価とポスター作成費の単価の2点になります。

まず、1点目のビラの作成費の単価でございますが、1枚当たり7円73銭であったものにつきまして、改正をしまして8円38銭とするものでございます。また、ポスターの作成費用につきましては、1,174円から586円88銭へと変更するものとなります。いずれの単価につきましても国の示されている単価に準じたものということになります。

戻ってしまいますが、ビラの作成単価につきましては4,000枚の場合ですと3万920円となりまして、また、変更後につきましては3万3520円ということで公費負担の金額が増えるということになります。ポスター作製費につきましては従来1,174円でしたが、こちら586円88銭にしまして、また併せまして作成枚数のほうがこれまで1.1倍までということで10%分を予備分として見ていたものでございますが、急激な単価を統一して変更してしまいますと公費負担の額というものが、大きく負担額が変わってしまう都合もございますので、国の基準にのっとりましてポスター掲示場の2倍までを見るということで今回改正を併せてさせていただきますと、公費負担の額はトータルでは大幅な変更はないということになるかなと思います。

また、続きまして、次のページでございますが、公費負担につきましては従来より自動車の公費負担額の燃料費込みの金額、選挙の自動車を使用する金額につきまして6万4500円、また、タクシーですとか借入費用、レンタカーなどが1万6100円、燃料費につきましては1日当たり7,700円、運転手の雇用費用の1日当たり1万2500円であったものがございまして、こちらにつきましては従来どおりの金額ということで変更の見直しは行わないということにしております。

また、これまで選挙用のポスターの条例とビラの条例ということで二本で公費負担の額というものを定めておりましたが、今回を機に一本の公費負担に関する条例ということで一本化をして整理しております。

また、本内容につきましては、次回の令和8年の第1回定例会で提出させていただく予定としております。よろしくお願いたします。

○鈴木貞行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、ご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

じゃ、確認なんですけれども、ポスターに関してポスター掲示場数、例えばかすみがうら市217か所だと思んですけれども、217掛ける2ということが倍、今までは217、倍でしたよね、そこが掛ける2になるということなんですか、それ。ちょっと説明してください。

○総務企画部長（横田 茂君）

今現在ですと、この条例が今成立するんでしたらおっしゃるとおりでございます。併せて投票区の見直しもしておりますので、今後はそのポスター掲示場の数そのものも変更になる可能性を踏まえた上でということの、確かに今変更しないということであればおっしゃったとおりですが、そういった事情も

予定しているので、ポスター掲示場の2倍というような基準を採用するということで。

○矢口龍人委員

そうしますと、今おっしゃったようにまだ、その箇所数というのはいつの段階で決まるんですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

この前の全員協議会等で原案のほうは説明させていただきました。その後、パブリックコメントや公聴会をやりまして、それで最終的に選挙管理委員会での取扱いを決定しようということでございます。一番早い選挙管理委員会ですと3月中に開かれる予定なんですけれども、その段階で決めるかどうかを含めて議会のほうで。それで決まりますと、その次の選挙からその数字が使われるということになりますので、スケジュール感としてはそのような段階でございます。

○矢口龍人委員

そうしますと、その選挙管理委員会事務局のほうとしては、パブリック、こうやっていろいろ実施しておられる。おおよそその数はどのぐらいを想定して今ポスター設置場所を検討しているんですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

1 投票区のポスター掲示場というのは規定がありまして、それを踏まえますとおおよそですけども140くらい、あるいはちょっと超えるという感じが予定されるのではないかとこのように考えております。

○矢口龍人委員

それは人口割とかそういったことで決まっているんですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

投票区の面積ですね、投票区の面積で幾ら以上は幾つと違って決まっています、最大でもたしか9、最大でも9ということになっていると。投票区自体を再編して少なくするという事なので、面積が大きくなるということですから、少なくとも数はそれなりにはなるところのほうが多くなるというふうなところですよ。

○矢口龍人委員

投票所の数によってポスター掲示板の数が決まってくるということなんですか。

[「そういうことです。そうです、はい」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

そうすると、今おっしゃったように、投票所が少なくなればおのずとポスター掲示板も少なくなると。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

そういうことなんですか。何か217から140にしちゃうと何かすごく大きな改革というので、選挙に出る人たちはやはり広く何箇所もあったほうがもちろん選挙民に示すことができるので、やっぱりその辺の基本的なことをちゃんと説明していただかないと何で変更になったか分からないので、よろしく願います。

[「はい、分かりました」と呼ぶ者あり]

○総務企画部長（横田 茂君）

今、おっしゃられたように、投票所の数というのは投票区のほうに一致するわけですから、その再編によっておのずとその基準にのっとった制度に倣いますと、ポスター掲示は投票区は限られた数ということになりますので、再編によっては全体では少なくなるという中での今回の踏まえた改正でございます。

○鈴木貞行委員長

よろしいですか。

○矢口龍人委員

はい、分かりました。

○鈴木貞行委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木貞行委員長

これでご質問もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

○鈴木貞行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時35分]

○鈴木貞行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時36分]

次に、(2)かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○総務企画部長(横田 茂君)

担当の樽見企画監のほうから説明させていただきます。

○総務企画部企画監(樽見大輔君)

それでは、かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明いたします。

まず、1の要旨についてです。

令和4年4月霞ヶ浦地区が過疎地域の指定を受けたことから計画を策定し、特別に発行が認められる過疎対策事業債、過疎債を活用し、施策を展開することで持続可能な地域づくりを進めてきました。

今回、現計画期間の終了に伴い、県が策定する方針に合わせ計画期間を変更いたします。

内容についても一部変更を行います。変更する点ですが、新規事業の追加のほか総合戦略とマネジメント計画について、昨年度改定いたしましたので、その改定内容に合わせての基本方針の修正、また各項目において現状に合わせた文言の修正を行います。

今回の変更にあたっては、特別措置法の規定に基づいて議会の議決をお願いするものとなります。

2番の変更内容です。

まず、1の基本的な事項の変更箇所は4点となります。

1つ目としては、昨年と改定した総合戦略と整合を図り、基本目標を修正いたします。

2つ目として、令和12年度の目標人口を3万8442人と定めます。

3つ目としまして、計画期間、こちらは令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年と定めます。県の方針と合わせる形になります。

最後に、昨年度策定したマネジメント計画と整合を図り、基本目標を修正します。こちらはその後新旧対照表で説明したいと思います。

次に、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から次のページ13その他地域の持続的発展に関し必要な事項までの12の項目については、新規事業の追加と現状に合わせた文言の修正を行います。こちらについても新旧対照表等で説明したいと思います。

3の今後の予定です。

議決をいただいた後、3月末に県へ提出することとなりますが、計画期間中においても過疎債の活用可能な事業がある場合は、県と協議の上、計画に追加し、過疎債を活用していきたいと考えております。

次に、3ページ目、こちらは現計画における目標人口の状況と過疎債の活用事業についての表となります。

参考1の表ですが、現計画の目標人口の状況となります。表の左、現計画では令和7年の目標人口を3万9803人と定め、表の右、令和7年1月1日現在の常住人口は3万8671人という結果でした。表中央、社人研推計では3万8225人と予想もされておりましたので、この計画により緩やかな減少へつながったと考えております。

参考2の表は、活用事業の一覧となります。4年間で過疎に関係する事業としまして約15億円の事業を行っております。国や県からもらえる交付金としましては、約2200万円を活用しており、過疎債においては約6億7600万円を活用しております。

次に、新旧対照表に移りたいと思います。

先ほど説明した基本的な事項の変更箇所についてですが、3ページから5ページ、こちら太字でなっているところの基本目標4点の変更であります。

次に、人口を令和12年で設定してあります。

次のページ、こちらも計画期間と基本目標が修正となっております。

次に、文言の変更箇所の主なものですが、新旧対照表7ページをご覧ください。

7ページを見ていただきますと、太字のところ左側の現計画では、新型コロナウイルス感染症の期間であったため、多くのところに新型コロナウイルス感染症に関連した文言がございます。変更する計画では、その文言を修正しております。

次に、新旧対照表15ページをお願いいたします。

中段の水道施設の箇所となりますが、水道事業の広域連携への加入の文言の追加を行っております。文言の変更としましては、各項目でこのように現状に合わせた変更を行っております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○鈴木貞行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、ご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

これ過疎地域の新しい計画をつくっていくに際して特に過疎地から河川だとか道路だとかそのような要望事項が来ていると思いますけれども、そういうものはこの中には反映してきているというふうに考えていいんですか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

各項目で事業が発生したときに過疎債が使えるように全ての事業を網羅しております。また、もしここに載っていない事業についても、毎年予算可決後に県と協議をしまして追加で過疎債を可能な限り使えるように追加しておきますので、その漏れはないと考えております。

○鈴木貞行委員長

よろしいですか。

ほかにごいませんか。

○石澤正広委員

今の網羅している中で5番目のところに交通施設等整備、交通手段の確保とあるんですけども、こ

れデマンドタクシーなんかも入っていることなんでしょうか。変更内容ということになるので、過疎地域対策としてデマンドタクシーのようなことも。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

公共交通網としましてデマンドタクシーも入ってございますので、そちらについては大丈夫です。

○石澤正広委員

デマンドタクシーとか今度意見公募されると思うんですけども、広報誌に載っていましたよね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○石澤正広委員

どうしても私現場であの地域におりましたから、やっぱり予約が取れないというのは多く聞くんですね。病院行きたくても行けないんだけどもどうしようかというふうな声が、お一人だけじゃなく4人ぐらいの方から私もちょっと聞きまして、そのところというのがもう1台増やすということは業者は全然問題ないというふうに、直接その業者から聞くわけですよ、その活用している人たちが。そういう中で市としてその辺というのは整えてもらえないんだらうかって切実な思いを聞くんですけども、その辺というのはここに載せていただけないんでしょうかね。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

計画の中で過疎地域持続的発展特別事業として公共交通という記載がございますので、その中で読み取れるようになっております。

○石澤正広委員

ずっともう意見公募されていますけれども、ぜひともそういう声を組み込んでいただいて、増車するとかそういうふうな手段を講じていただければと思います。要望です。お願いいたします。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

そのように対応ができるように計画をつくっていきたいと考えております。

○鈴木貞行委員長

ほかにありませんか。

○設楽健夫委員

3ページのところに過疎地域スクールバス運行事業が記載されていますけれども、今後はスクールバスの運行に際して今後の運行形態含めて、これは今後学校教育課含めて協議をしていくという、そういう内容は考えておられるんですか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

こちらの過疎対策事業債の一覧表を見ていただくと分かるように、過疎地域スクールバス運行事業、こちら約1億5000万円が毎年かかっています。そのうち過疎交付金、県からの交付金で1市町村300万円来ます。これを充てまして、過疎債としても要は限度額3500万円を活用しております。1億5000万円使っていて実際には3800万円しか充てることしかできていませんので、こちらはもう少し考えていきたいと考えております。

○鈴木貞行委員長

大丈夫ですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

この過疎債のスクールバスやっけて3500万円というのは、過疎債というのはいわゆる起債、ハード事業に起こせる起債分は道路とかそういうものですけども、これだけ特殊でソフト事業に起こせる起債があるんですね。それには限度がございまして、それが3500万円ですと。その部分はスクールバスに

充てているということです。ですから、この限度額が増えない限りはソフト事業として起債した過疎債をスクールバスに充てるということとはできないんです。ですから、できるだけ頑張っているということで、要望はつないでおきますけれども、どちらかというやり方を変えるなり何なり少し見直していく必要はあるというふうに思っています。

○鈴木貞行委員長

そのほかご質問ありませんか。

○設楽健夫委員

関連ですけれども、このスクールバス、学校統合後いわゆる交付金も未来永劫というわけにいかないですから、そういうことを踏まえて今後のスクールバスの予算立てのほうは学校教育課とも、先ほどもちょっと質問しましたがけれども調整に入るといえることですか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

学校教育課も統合も含めてスクールバスについても調整していきたいと考えております。

○鈴木貞行委員長

よろしいですか。

○設楽健夫委員

あと、もう一つ。

この3ページのところに関わるんですけれども、この前火事がありましたけれども、権現橋から西のほうに向かって河川、堤防道路が過去に計画されてその後その道路工事はストップしたような状況になっていますけれども、この堤防道路だとかそういうものは過疎対策の事業のここにある道路市道整備事業あるいは道路整備事業というふうにありますけれども、そういう対象には入っているんですか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

市道ですと3月の予算がついた時点でそれを県と協議し、その中で過疎債を使えば使わせていただく。ただ、今、過疎債の国の予算限度額5900億円ということで、過疎自体も885団体、約51.5%の市町村が過疎になっています。そういう中で全ての事業を提案しまして過疎債を使えるかということそういうわけではないので、県とも協議し、市でも優先順位をつけて有利なもので使っていきたいと考えております。

○鈴木貞行委員長

よろしいですか。

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木貞行委員長

ないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

○鈴木貞行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時51分]

○鈴木貞行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時52分]

次に、(3) 向原土地区画整理組合の清算終了についてであります。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○都市建設部長（稲生政次君）

都市整備課長からご説明申し上げます。

○都市整備課長（石毛一朗君）

今ちょっとタブレットのほうを準備します。

すみません、お待たせしました。都市整備課の石毛でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、向原土地地区画整理組合の清算終了についてご報告いたします。

タブレット端末に資料を掲載しておりますので、資料に沿って説明いたします。

向原土地地区画整理組合は平成4年11月に設立され、令和4年6月の和解案を基に事業が進められてまいりました。その後、令和7年3月に茨城県知事から解散の許可を得て、残余財産の処分、債権請求の告示及び和解案に示されて残余財産の入金を市に行い、組合の会計事務を全て終えたことから土地地区画整理法に規定する清算終了となったものでございます。

これによりまして、約33年にわたる向原土地地区画整理事業は正式に終結いたしました。

次に、近年における主な経過については、令和4年6月27日に和解成立後から表のとおり掲載しております。令和5年8月18日に換地処分、令和7年3月2日に組合解散総会を行い、同年4月16日から6月15日に債権請求申出の催告の告示を行いました。新たな申出であるとか請求やその他訴訟や問題点もないことから、11月10日に残余金が確定いたしまして、市に409万6852円の入金がございました。また、11月25日に清算総会を行い、令和7年12月5日に決算報告の茨城県知事の承認がなされました。

次に、今後の事務取扱いにつきましては、事業区域内の不動産は全て登記済みであるため、公簿等の閲覧取得は法務局で行うこととなりまして、市で取り扱う事務はなくなりました。

最後になりますが、事業により発生いたしました公共物につきましては、事業区域内の道路・公園・調整池について令和5年7月11日に市に帰属されておりました。引き続き、それぞれの所管部門で維持管理を行います。

以上報告です。よろしくお願いいたします。

○鈴木貞行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、ご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

それでは、ご質問もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いします。

○鈴木貞行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時55分]

○鈴木貞行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時56分]

次に、（4）水道事業の経営の一本化に関する基本協定締結についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○都市建設部長（稲生政次君）

上下水道課長からご説明申し上げます。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

それでは、水道の経営の統合に関わる追加協定の締結についてご説明いたします。

先週の2月5日に追加の広域連携に関わる協定を締結いたしました。それによって7団体が追加され

まして、最終的に28団体が広域連携に協定をしたというような状況となっております。

2ページ目になりますが、県水の供給のための施設整備についてになりますが、基本的な考え方は市町村の浄水場を廃止して県企業局の浄水場へ集約することで最適化するということになります。

かすみがうら市が入ります県中央圏域の具体的な整備の内容としましては、水戸浄水場の拡張を2029年度までに完成させる計画でありまして、老朽化が著しい城里町や笠間市、また水の量が足りないというような課題がある石岡市などを優先に迅速な管路整備を進めていくということになっております。全体で約193億円を投じて送水管や中継ポンプの整備を行う予定であります。

続いて、3ページ目、統合までのスケジュールについてになりますが、2025年度から2028年度にかけて経営方針の策定や資産の整理、AIを活用した管路評価などを並行して進めてまいります。特に法的な手続として条例の改正や国への認可申請が必要となります。これらの準備を行いまして協定締結後からおおむね3年以内で経営統合の完了を目指していく予定であります。

続いて、4ページ目、こちらは統合後の組織の構成図となっております。県の本局には料金改定や相談対応を専門に行う給水企画課を新設するというようなことになっておりまして、各市町村の水道担当課は県企業局の事務所の支所という位置づけになり、地域に密着した業務を継続してまいります。統合から5年後をめどにさらなる組織の集約化を図る方向で検討を進めてまいります。

続いて、5から7ページが今回の協定書の内容となっております。主なところ、特徴的なところを抜粋しますと、業務上の経営統合の方向として、各水道事業で経理を区分し別料金とする方法で統合するという内容があります。また、第7条で資産等の引継ぎということで、関係団体の資産、負債、資本は、無償で県企業局に引き継がれ、剰余金は区分管理されるということになっております。第9条につきまして、広域的連携の推進協議会が設置されまして、関係団体が参加してそれぞれの市町村の意見を交わすというようなこととなります。

また、新たに今後情報がありましたらご報告させていただきますので、今回は協定を締結したというような内容の報告になります。

報告は以上となります。

○鈴木貞行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、ご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

この統合に際してかすみがうら市の井戸について、あとは霞ヶ浦地区から下稲吉地区のほうに敷設されているこれは配水管ですか、の取扱いあるいはその県水から霞ヶ浦のタンクのところまで県水が入っていますね、その取扱いだとかいうことについては、先ほどの基本協定かな、5ページの、中にある何か資産管理のところでは先ほど話してましたよね、資産等、それらはこの中の例えば井戸、給水管、これについてはどこの部分に入るんですか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

今言いました井戸なり今市町村が運用している施設等につきましては、この第7条にあります関係団体の資産については無償で県企業局に引き継がれるというところで、全ての施設等は県のほうに引き継がれるということになります。

○設楽健夫委員

ということは、井戸も県のほうに引き継がれるということなんですか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

現在の計画では、千代田地区の井戸水は令和18年まではそのまま運用するという事になっているので、県の施設として井戸を運用するというふうな内容になります、現在使っているものについては。

○設楽健夫委員

霞ヶ浦地区は、出ていない。今は市が執行しているのか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

霞ヶ浦地区につきましては、さらに10年後の令和28年度を予定しているところです。一旦は全て県のほうの資産として台帳に計上される。

○設楽健夫委員

ということは、令和18年、令和28年を境に県のほうに移っていく、その管理は。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

資産は令和10年に経営が一体化されるので、資産は全て令和10年に一旦県のほうになりまして、その千代田地区の井戸に関しては井戸水から県の水に令和18年度に切り替わるというような内容です。

○設楽健夫委員

それまでは今の井戸を使って給水がされるというふうにといいことでよろしいんですか。令和18年、令和28年以降は完全にもう県水のほうだけで井戸は廃止されるということですか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

今の計画上は委員おっしゃるとおり令和18年と令和28年にそれぞれ井戸を県水に切り替えるというような方向で考えているところですが、井戸を残すというような手法もないことはないので、その辺は県とも今後協議してどういうふうな形が一番いいのかというのは検討していく余地はあるのかなというふうに思っています。

○設楽健夫委員

それと、新治浄水場からの配水管含めて千代田地区入ってきていると思いますけれども、これの取扱いについてはこの計画の中ではどういうふうに進められているんですか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

県の新治浄水場県水用水の管渠が千代田地区のところに入っていますので、そちらのまず活用していない管もあるので、それをもう市のほうで逆に県のほうから使わせていただくような形を一部考えています。そうすることで、今、下稲吉第二浄水場から上佐谷方面に県水用水の管路が入っているんですが、それを使うと志筑野寺の今中継所があるんですが、それが老朽化していて更新するとかかなり費用かかるので、それをその代わりに管渠を使えばその中継点志筑野寺を使わないで水を回せるということで、今のところ上佐谷地区にその志筑野寺に代わる配水池を造って全域に水を流すような方向で今考えているところです。

○設楽健夫委員

その計画はこれから設計段階に入っていくということと、それが質問一つ目。

あともう一つは、新治浄水場から霞ヶ浦地区に給水を停止しますけれども、その新治浄水場の取扱いについてはどういうふうになるんですか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

新治浄水場につきましては工業用水は残ると聞いておりますので、一般家庭への水に関しては廃止されるというふうになります。

○設楽健夫委員

一般水道水として使っているそれが廃止される場合の廃止に際する負担金とか、あるいはそういう

ものがどういうふうになっているんですか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

その負担金につきましては県企業局のほうの資産になっていきますので、市のほうの負担というのはございません。

○設楽健夫委員

市はないのか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○鈴木貞行委員長

よろしいですか。

ほかにご覧いませんか。

○矢口龍人委員

この20事業体で運営していくというふうな話ですけれども、この事業の使用料と、それからあと負担金、これに関してはこれほどの事業体でも公平になるんですか、それとも事業体によって料金がばらつきがあるのかな。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

当面の間はそれぞれの今の料金体系で、それぞれの市町村で料金を設定しますので、各団体ばらつきはございます。

○矢口龍人委員

ばらつきがあるって、今当然その位置的な部分とか、もちろん浄水場から近いとか遠いとかでもって値段も違うんでしょうけれども、将来はそれはやっぱりそういうふうに差がある状態で運営されていくんですかね、どうなんでしょうか、将来。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

県のほうとしては30年後を目標に県を一本化したいというふうに考えているようで、その最終的には料金を一本化したいというふうに県は考えているようです。それなのでかなり先の話になると思います、30年後。

○矢口龍人委員

かなり料金差ありますよね、この28事業所の中の料金設定が、と思いますけれども。例えば、これ隣の土浦市が参加していないですよ。そうすると、我が市の場合は、土浦市にくっついたほうが将来的には料金的にも得なんじゃないかなと思う。その辺の試算は出したんですか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

土浦市との比較というのは料金的に今あまり差はないのかなとは思っていたんですけれども、将来的に単独の土浦市と一緒にした場合には、そちらの金額に、そうですね、そこまでちょっとシミュレーションとかはちょっとしていないんですけれども。

[「甘いんだから」と呼ぶ者あり]

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

ただ、広域連携で協定しているので。

[「甘いんだよ」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

私どもかすみがうら市はとにかく土浦市に隣接していて、土浦市とやはり広域化でも何でも水道でも何でも一緒にやっついていかないと、将来かすみがうら市単独で生き残れないような状況になってくれば、

もちろん土浦市との合併というのも視野に入れておかなきゃならないところなので、そういったときにこういうふうなことをやると、また合併が遠のくというか、やはりいろんなところでやはり土浦市の様子を伺いながら広域化していくというのが私は必要なんじゃないかなと思うんですけどもね。じゃないと、嫌われちゃいますよ、こんなことをやっていると、と私は思うんですけども。そういうところもう少ししっかりと議論してぜひ進めてもらいたいなと思うんですけどもね。県がやるからいいというんでなくて、これつくば市も単独でしょう、これ。土浦市もつくば市も単独ということは、この周りにいる連中本当はそっちと一緒にくっつかったほうが利があると思うんだよね。まあ、試算したわけじゃないから分かんないでしょうけれども。一応意見まで述べさせていただきます。

○鈴木貞行委員長

答弁は。

○矢口龍人委員

いいです。

○鈴木貞行委員長

いいですか。

○矢口龍人委員

しょうがないでしょう、政治的な話だから。

○鈴木貞行委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木貞行委員長

ないようですので、本件を終結いたします。

次に、(5) 下水道事業経営戦略の一部改定についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○都市建設部長（稲生政次君）

上下水道課長から同じく説明申し上げます。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

それでは、下水道事業の経営戦略の一部改定について説明いたします。

今回将来にわたって安定した下水道サービスを提供するための見直しとなります。こちらは以前から経営戦略ということでホームページ等にも上げておりますが、今回の改定の目的は下水道事業は3年から5年ごとに経営戦略の見直しが求められております。今回は今後10年間の人口減少や施設の老朽化対策を反映させたものとなっております。

人口減少による使用量収入の減少に加えて、老朽化した管渠の更新費用が将来的に大きな負担となっており、現在、赤字を一般会計からの補助金で補填していることから、市の一般会計を圧迫しているような状況となっております。

続いて、2ページ目になります。

こちらが財政シミュレーションになります。

まず、収入の料金収入1番目のところを見ますと、約3億9000万円ぐらいから毎年400万円ぐらいずつ減少するような見込みでいるところなんです。その一方、物価高騰によって経費は微増するというふうに予想しております。現在の単価を維持した場合には、経常損益を維持するために将来的に約5億円程度の一般会計補助金が継続して投入しなければならないというふうに見込んでいるところなんです。ただ、災害

時等に一時的に現金がないと対応できないので、手持ち資金として約4億円ぐらいはずっと将来的にもキープしていきたいというふうな計画となっているところです。

続いて、3ページ目、こちらについては課のほうでシミュレーションをしたものなのですが、上の表が料金の使用料の単価となっております。これは使用料を有収水量で割った金額の単価が表されており、下が経費回収率といまして下水の施設等の経費を使用料で何割賄われているかというようなものを示しております。使用料単価になりますと国の基準が150円となっております、下の回収率は80%以上というふうになっております。こちらの基準をクリアできないと、今後農業集落排水の統廃合の事業や雨水対策の事業といった重点事業の国からの補助金が制限されるというようなことになっておりまして、今年度は2年前の数値がクリアできなかったので補助金の制限を受けているというような状況になっております。

続いて、4ページ目になります。

こちらは企業会計なので独立採算の原則というのがありまして、下水道の事業は使用料をもって運用するというのが原則としてあります。下の表一般会計補助金のところに真ん中に基準内繰入目安というのがありますが、全て使用料ではなくて交付税措置されているものもありますので、一般会計からもらうべきものはもらうというふうなところのラインが約3億から4億円というふうに見込んでおります。じゃ、そこまでの使用料を値上げして達成するためには何パーセント値上げすると何年かかるのかというふうなところがこの表に示してありまして、この基準がクリアする3億円まで補助金を下げるためには、10%の改定だと4回、20%で3回、30%の値上げで2回でクリアするというような内容が書いてあります。また、一般家庭の料金はどのぐらいの負担になるのかというところで、20トン当たり、一般家庭の大体平均の20トン当たりで見ますと、現在2,300円になってございますが、10%増だと約234円の増、20%増で467円、30%で701円の増額になるというふうに見込んでおります。

先ほどの独立採算の本当の理想的な形にするのには、将来的に今2,300円が3,800円に値上げができれば理想的な形の経営になるというふうな見込みを行っているところです。こちらにつきましては、今料金の改定の準備を進めておりまして、上下水道運営審議会に諮ってこれから何回か協議をしまして、改定率であったりそういったものを話し合っていきたいというふうに考えております。

説明は以上となります。

○鈴木貞行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、ご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

ないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木貞行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時19分]

○鈴木貞行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時20分]

次に、(6)かすみがうら市消防庁舎等の移転整備についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○消防本部次長(立花秀男君)

それでは、かすみがうら市消防庁舎等の移転整備について、消防総務課からご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

消防総務課の豊崎です。よろしく願いいたします。

お手元のタブレットのほうの資料をご覧ください。

かすみがうら市消防庁舎等の移転整備についてということで、実施設計がおおむねまとまりましたので、今年の第1回定例会に消防本部と消防署の設置条例の改正と、その工事費等を来年度の当初予算に計上し、それぞれ提案を予定しております。本日はそれらの概要を説明させていただきます。

資料に沿ってまず1番の設置条例の一部改正についてです。

消防庁舎の整備工事の発注を令和8年度中に予定しており、その移転先を決定する必要がありますので、消防本部と消防署の位置を改正する条例案となります。消防本部と西消防署はこの千代田庁舎と同じ上土田461番地、東消防署は旧保健センターがありました深谷3671番地2をそれぞれの所在地として改正いたします。

次に、2番の今後のスケジュールについてです。

まず、令和7年度の3月ですが、ただいま申し上げました第1回定例会前の全員協議会における議案の内容の説明の際に本日の資料と同じものをお示しして、工事の概要についてお知らせする予定でございます。定例会においてそれぞれの議案の可決をいただければ、令和8年度以降資料に記載したようなスケジュールで事業を進めていきたいと考えております。

幾つか申し上げますと、令和8年度当初の4月です。市の広報誌に整備の概要を掲載いたしまして周知を行います。併せて東消防署の地元の霞ヶ浦南小学校において保護者説明会を開催するよう調整を進めております。そして、工事業者の選定に向けた事務を順次進めまして、9月の第3回定例会において工事契約の議決をいただきたいと考えております。その後、令和9年度にかけて工事を進め、並行して令和9年11月頃にはいばらき消防指令センターのシステム切替えが県内一斉に行われます。令和10年3月には新庁舎での業務開始というスケジュールを想定しておりまして、令和10年度は既存施設の解体ということで計画しております。

次の3番の工事費についてと次ページ以降の実施設計の概要につきまして、引き続き、担当の磯山企画監から説明をさせていただきます。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

消防総務課の磯山です。

それでは、3番の消防庁舎の工事費から説明をさせていただきます。

消防庁舎の建設につきましては、令和8年度と令和9年度の継続費事業として予算を計上させていただく予定であります。

まずは、消防本部についてですが、こちらは既存の千代田庁舎内の改修工事となります。工事の面積は約450平方メートル程度、工事費の予算が1億2300万円程度となります。

続きまして、西消防署、こちらは千代田庁舎敷地内への移転新築となります。建物規模としましては、西消防署が鉄骨造の2階建て、延べ面積が約1,230平方メートル、工事費予算額が9億1500万円程度、訓練塔も同じく鉄骨造、こちらは3階建てとなります。延べ面積が約220平方メートル、工事費予算が1億9800万円程度となっております。

続きまして、東消防署、こちらも現在の場所からの移転新築となります。建物規模は鉄骨造の平屋建て、延べ面積は約830平方メートル、工事費予算額が6億9900万円程度となります。

工事費の合計が19億3700万円となっております。なお、こちらの金額には司令センターの大規模更新に係る費用や工事の監理業務委託、備品購入費等は含まない金額となっております。

次に、財源についてであります。令和8年度の対象経費分が8億775万2000円、こちらは上記の工事費と各委託料を合算した額の4割分となり、これに対する充当率95%の7億6730万円分が合併特例債を充てる計画となっております。なお、令和9年度の充当額につきましては、現在のところ未定となっております。

続きまして、次の資料をご確認ください。

こちらは建物のイメージパースとなります。まず、こちらが西消防署を千代田庁舎駐車場側から見たイメージとなっております。建物の一番左側から資機材室、真ん中が車庫、一番右側になるのが事務室となっております。

続きまして、こちら真ん中にあるのが訓練塔となります。手前に見える建物が訓練塔B、奥に見えるのが訓練塔Aとなります。こちらは現在の千代田庁舎敷地内の防災倉庫側の駐車場を利用して建てる予定となっております。

続きまして、一番下こちらが東消防署となります。建物左側から車庫がありまして、右側が事務室というような形となっております。

続きまして、図面の説明をさせていただきます。

こちらは各建物の基本図となります。こちらの図面につきましては、前回5月21日の総務経済委員会並びに5月27日に開催しました全員協議会で説明した図面と重複する部分もございますので、割愛しながら説明させていただきます。

まず、こちらの図面ナンバー1、こちらが千代田庁舎の配置図となっております。黄色い部分が既存庁舎の改修エリア、ピンクの部分が増築エリアとなっております。緊急車両の出入口につきましては、現在の千代田庁舎入り口より手前からの出動となっております。なお、緊急車両の出入口につきましては、停止禁止エリアとして道路に斜線のラインを入れるよう現在土浦警察署交通課と協議を進めている段階でございます。

続きまして、図面ナンバー2、こちらが消防本部の改修平面図となっております。向かって左側防災センターにつきましては、床の改修とLED照明の交換等を行います。中央の旧保健福祉部エリアにつきましては、消防本部の事務室、消防長室、職員用研修室やトレーニング室などそれらを設けるのに必要な間仕切りを入れた改修を行います。

なお、前回は説明をさせていただきましたが、既存で利用できる部屋や設備は極力利用しながら改修のほうを行ってまいります。

続きまして、図面ナンバー3、こちらは西消防署の1階平面図となります。こちらは当初計画していたタイヤ庫を既存の防災倉庫を利用することとし、代わりに建物右側にレスキューボートを格納する資機材倉庫1を追加した状況でございます。

続きまして、こちらが図面ナンバー4です。西消防署の2階平面図となっております。こちらは一部部屋のレイアウトなど細かい修正等はございましたが、当初より大きな変更はございません。

図面ナンバー5、こちらが訓練塔の配置図となっております。右側建物が訓練塔B、左側建物が訓練塔Aとなっております。なお、既存の防災倉庫、こちら一部タイヤ庫として利用しますが、現在、総務課や環境防災課も利用している倉庫となりますので、共有しながら今後使用してまいりたいと考えております。

続きまして、図面ナンバー6、こちらが訓練塔の平面図となります。一番下、こちらが1階の平面図

となります。左側A塔は倉庫とホースなどを洗う水槽を設けております。右のB塔につきましては、同じく倉庫と放水訓練壁とトイレ設備を設けております。

続きまして、真ん中の図面が2階の平面図となっております。左側A塔につきましては、ロープブリッジ訓練の安全ネットを収納するスペースとなっております。右側B塔につきましては、マンホールなどに落ちた人を救助するための立坑訓練設備、また、火災などで住宅2階から救助を想定したベランダを設けております。

次3番目が、こちらが3階の平面図となっております。3階は塔を渡るロープブリッジ訓練と引揚訓練設備を設けております。この丸のところからロープを張ってロープを渡る訓練などに使っております。また、屋上につきましては、その他様々なロープ訓練ができるように訓練バーを設けている状況でございます。

続きまして、ナンバー7、こちらが東消防署の配置図となっております。こちらにつきましては、一部駐車場のレイアウトを修正しておりますが、大きな変更等はございません。

続きまして、図面ナンバー8、こちらが建物の平面図となっております。こちら平面図につきましても一部部屋のレイアウト等細かい修正等ございましたが、当初の計画と大きな変更はございません。

資料の説明は以上となります。よろしくお願ひします。

○鈴木貞行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、ご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

移転整備についての財源についての上に、上記金額にばらき司令センター大規模更新に係る更新事業費及び移設費用、監理業務等の委託費、申請手数料、備品購入費は含んでおりませんというふうな記載がありますね。これはこういうふうに変更するということですか。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

今回報告させていただきましたのは、あくまでも工事費の設計金額の予算額を報告させていただいておまして、これに係る工事の監理業務でありますとか、先ほど言った指令センター等の更新費はまた別で計上されることになります。

○設楽健夫委員

そうしますと、私の一般質問で市長が答弁したときに、経費のところでは合併特例債の期限が迫っていると。その経費の中にこの通信指令システム、この建物工事ですね、その2つを答弁していたんですが、それとはこれは異なるということですね。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時37分]

○鈴木貞行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時38分]

○設楽健夫委員

消防指令システム、これは予定表の中でも令和9年というふうな形で記載されていますけれども、私もその答弁をもらったときには指令センターはこちらに設置される、通常のコールセンターと同じで、というふうに考えていたんですが、どうもいろいろお伺いしてみると、水戸市の指令センターにセンターがあって、こちらには通信システムが配置されてくるということで、それが西消防署と東消防署とい

うふうにはその後の説明で理解したんですけども、さらに今回こういうふうになってきますと、この指令センターの西、東の総費用と県に対する恐らく負担部分があると思いますので、その支払いのほうもちょっと教えていただけますか。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

いばらき司令センター大規模更新に伴う費用についてですが、こちらについては市の負担事業として令和8年度と令和9年度と令和10年度、3か年に分けて負担金を納めるというような仕組みになっております。金額も言ったほうがいいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○消防総務課企画監（磯山健史君）

金額につきましては、その3年間で1億3547万9000円というふうになっています。

以上です。

○設楽健夫委員

はい、分かりました。

そうすると、いわゆる合併特例債対象の費用については、この1億3000万円は、これは年度の負担になっていくというふうに思いますから、当初のいわゆる起債をしていく際には、それは含まれずに工事費移転費含めた工事費がその対象になるというふうに理解していいんですね。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

令和8年度に係る先ほどの資料で対象経費8億775万2000円という金額についてですが、こちらは来年度予定しております設計の照査業務と、あと工事の監理業務と、あと予定しています埋蔵文化財の調査業務、あと工事費、これら全体を合わせた40%分に対しての計算となっておりますので、指令センターの費用は特例債の計算には入っていません。

以上です。

○設楽健夫委員

それと、この訓練塔の図面が入っていますよね。この既存倉庫訓練塔というふうに書いてありますよね。これはこの訓練塔は西消防署の訓練塔というふうに考えてよろしいんですか。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

西消防署というよりは救助隊の訓練塔で、救助に従事する職員が訓練をする訓練塔ということになります。

○設楽健夫委員

今その下のこの東消防署の小学校の南への移転に際して、東消防署の跡地については訓練施設あるいは訓練塔、訓練施設として活用するという話もちょっと説明の中で出てきたような気がするんですけども、それはどういうふうな形で考えたらいいかちょっと説明していただけますか。

○消防本部次長（立花秀男君）

お答えします。

東消防署の訓練施設ということでお話ししたと思うんですが、その件につきましては消防団はポンプ操法訓練を行っております。千代田地区ですとわかぐり運動公園の隣のところに専用の施設を造ってありまして、霞ヶ浦地区では東消防署で消防団のポンプ操法訓練は行っているんですね。移転しますと、そこで長さが足りないとかそういった部分もありますので、現在の東署の敷地はそのまま生かしていただいて、そこで消防団のポンプ操法訓練を行ったりとか、また、消防職員が敷地が結構広いので中継訓練や消防団との合同訓練を行ったりとか、そういった戦術訓練みたいなことができるということと考え

ております。

#### ○設楽健夫委員

この東消防署が南小学校のほうに移っていった場合に非常に狭いと。あそこの今の東消防署は奥行き長いところで100メートル弱、90メートル近くありますよね。道路際は51メートルあると。そういう意味で相当広い敷地に今現在は買い増しをしているということを含めてなっていると。そうなってくると、ここの東消防署の敷地に私も今の施設の建物公図に新しいところの建物公図を当てはめてみたんですよ。十分に入る。そういう意味では、訓練をしていくというときに、この東消防署の活用が私は一番有効だなというふうに前々から話をしておりますし、過去の消防団長だとか副団長の方に聞いても、そういう意味であそこを使っていきたいということで話が出ていましたよ。だから、そういう意味では、私はもう1回あそこの南小学校のほうに基本的になぜ移転するのかというところの大きな柱といたしますか、それもう一度ちょっと説明をしていただけますか。

#### ○消防総務課長（豊崎伴之君）

今委員からありましたように東消防署の現在地での訓練というのは確かに距離もあって訓練の場所としては有効な場所であります。ただ、基本的にふだんの消防業務に関しまして特に救急出場ですとかそういう面での人口カバー率とかそういった点からすると、中心部に近い位置に移転したほうが望ましいということ。それから、これは政策部門から示された話ですけども、市有地、市の土地ですね、そちらの未利用になっている土地の有効活用といった観点から今の場所が選定されたものというふうに理解しております。

#### ○設楽健夫委員

この市有地という意味では、いわゆる91メートルですか、あの90メートルと入り口51メートルの細長い土地になっていますけれども、これも市の市有地、小学校のほうも市有地ということになってくると、これやはりもう少し慎重に物事を進めていく必要がある。私は自分もつくってみましたけれども、こういうふうですね。今の設計図面そのものを東消防署のほうにそっくりに移しても十分にその土地の面積はあると。そういうことをちょっと今見て、もう少し私もあの辺の周りのところについては検討していきますけれども。

最後の質問にしますけれども、この予定表の中に4月に東消防署建設に関わる霞ヶ浦南小学校保護者説明会、これはこういうふうに入れていただいたということについては、これはこの学校教育環境にとってどういうものなのかということできちんとやはり説明しておく必要がある。それは、これは要望事項になりますけれども、この前私が第1回目の質問の後に下稲吉小学校の調査をしていただくということですよ。下稲吉小学校と環境は現地の小学校はまるっきり違いますから、そういう意味ではあの県道から一番近いところは2メートル弱なんですよ、離れているのは。私もあの辺の周りの川島医院、あるいは自転車屋、あるいはあの辺の職員の方も、名前は出さないでくれって言われましたけれども、そういう人も含めている、あとはあそこでゲートボールやっている人だとかいろんな人からも話を受けてね。ですから、これこういうふうになってきてここまで来ていますけれども、設計が無駄になるわけでもないし、そういう意味では丁寧に進めていっていただきたいなというふうに思うと。

やっぱりサイレン音が夜間もあそこを通過して入っていくと。学校教育にもやはり2メートルも離れていないところを通るわけですから影響を受ける。それはどういう影響を受けるのかということも含めて、あとは出勤路があそこの多目的運動広場経由でという話も出ています。あるいは、川島医院の先生はなぜあそこに持ってくるんだという話を私もされた。周りの商売やっている人からもそういう話もされた。学校教育の中では答弁の中にもありましたように、子どもたちが急病の場合に消防署が近くにあ

ったほうがすぐ来てくれるというふうな話があって、ところが、今度は神立方面の人たちあるいは安食方面の人たち、あそこに地理的な中央にあそこを消防署として造ったという歴史的な、50年前ですよ、これから50年またこの案の計画になりますから、そうしますと先ほど中心地って言われましたけれども、神立あるいは安食そういう人たちにとっては逆に遠くなるという面があると。

もう一つは、いろいろ言って申し訳ないんですけども、当初のときに土浦市との消防署の合併に際して南のほうに持っていったほうがいいんだという話を聞いたことがありますし、総務委員会が土浦市の消防署に視察に出向いたという話も伺いました。だから、そういう意味ではいろんな話がとぐろを巻いているんですけども、一つ一つやはり整理をしていただいて、この説明会には臨んでいていただきたい。地域の人たちの声もやはり丁寧に拾って、50年間決まってしまうわけですから、50年後を想定しながら決めていくということで、あの周りの人も、あるいはあそこの教育を受ける人たちにとっても、あと、あるいはあそこの社会教育施設を受ける人にとってもどういうことが起きるのかと、あるいはどういふことで対応していけばいいのかということまでやはり丁寧に今お願いしたいと、丁寧に進めていただきたいというのが、最後は要望事項というふうにさせていただきます。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

今いろいろご提言いただきました。こちらの事業の計画が始まりまして、昨年度、住民説明会をやったりですとか、意見公募の手続、あと昨年今年と区長会総会で説明など通して周知を図ってきたところです。資料のほうでお示ししました来年度4月の説明会、主に工事内容の説明中心になると思うんですけども、そういったときにいただくご意見に対しても丁寧に答えていきたいと思っております。

[「ありがとうございます」と呼ぶ者あり]

○鈴木貞行委員長

そのほかございませんか。

○塚本直樹委員

4月に南小学校で説明会やると思うんですけども、今工事の概要とお話もありましたけれども、地元の住民の方とかにその工事の概要の説明会とか、その辺というのは何か検討されていることとかあります。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

そちらにつきましては、この説明会の頃には具体的な工事の日程、工程的なものとか、いつ頃ご迷惑するような車の出入り、工事車両ですね、そういったものの出入りが生じるとか分かってくると思いますので、そういった建設に伴うご協力をお願いといったものをしていきたいと思っております。

○塚本直樹委員

はい、分かりました。

○鈴木貞行委員長

大丈夫ですか。

○塚本直樹委員

よろしく申し上げます。結構です。

○鈴木貞行委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

ちょっとすみません、追加で。確認ですけども、下稲吉小学校で調査をしたと。やっぱりあそこの具体的なサイレンあるいは交通安全ということについてもちょっと丁寧に進めていただきたい。これは

再々要望です。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

確認なんですけれども、それは下稲吉小学校の調査、こちらは聞き取り調査を行ったわけなんですけれども、それに加えて何か新たな調査ということですか。

○設楽健夫委員

前々から言っていますように、定点サイレンでプールの前で75デシベル、これ線路付近の音というふうにホームページなんか見ると出ていますけれども、サイレン音、交通安全、そういう調査ですよ。それをやはり丁寧にやっていただきたいと。その後、消防署があそこにできた場合どういうふうな状況になっていくのかということの想定が必要だというふうに思うからです。

以上です。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

もう一度確認ですけれども、それは霞ヶ浦南小学校でのそういった影響ということですか。

○設楽健夫委員

あとは旧あじさい館のほうですね、あそこにある。

[「下稲吉小学校ではない」と呼ぶ者あり]

○消防総務課企画監（磯山健史君）

質問でいいんですか。

[「確認で」と呼ぶ者あり]

○消防総務課企画監（磯山健史君）

設楽委員が今おっしゃったのは、霞ヶ浦南小のことの調査なのか、引き続き下稲吉小学校の調査というお話だったんですけれども。

[「違います」と呼ぶ者あり]

○消防総務課企画監（磯山健史君）

霞ヶ浦南小ということによろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

霞ヶ浦南小学校の県道から2メートル離れているところに校舎がある。そこをサイレン車が通る。あと図書館、社会教育施設の中であそこを使っている人たちからも私に要望ということで大変受けていますので、その辺の聞き取りというかそういうことです。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

では、そういった点についても説明会の際に具体的に、例えばサイレンであれば何秒ぐらいこういった音が聞こえてきますよとか、そういったことも加えながらイメージしやすいような説明ができるようにしておきたいと思います。

○鈴木貞行委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木貞行委員長

それでは、質問もないようですので、本件を終結いたします。

ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時56分]

○鈴木貞行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時57分]

以上で本日の日程事項は全て終了しましたが、そのほか議員の皆様から何かございませんか。

○設楽健夫委員

これ一応検討資料ということで私作りましたので。

○鈴木貞行委員長

さっき消防のですね。

○設楽健夫委員

検証をお願いします。東消防署現施設と図面に載っている新しい施設をただ置いてみただけ、位置はいろいろありますから。これ法務局行って公図もらった場所ね。参考資料です。

ほかに何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木貞行委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木貞行委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の総務経済委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時00分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

総務経済委員会委員長      鈴 木 貞 行